

	2015年に平和安全法制が衆参両院で可
決	され、それまで否定されていた集団的自衛
権	を部分的に認める憲法解釈が、内閣だけで
なく、	日本の最高機関の国会でも採用される
ことになり	ました。この法案については、憲
法に違反	すると言う理由で、多くの学生や市
民運動家	や文化人が平和を守れ、憲法を守れ
と言っ	て批判していました。しかし一方で、
軍隊の保	持と、国の交戦権を否定する憲法九
条は、	自衛隊の存在と活動を認めない非現実
的条項	なので、そもそもこちらを改正すべき
なんだ	と言う意見もあります。では、日本は
憲法九	条をどうするべきなのでしょう。
確かに、	日本国憲法は敗戦後にGHQの占
領下で	アメリカに強制された憲法で、日本人
自身が	作成したとは言い難い面があるので、
国の最	高法規がそんなことでいいのかという
疑問が	持たれるのは理解できます。また、最
近は中	国や北朝鮮の脅威が強まって、平和主
義だけ	では平和を守れない現実もあるので、

も	し	も	自	衛	隊	が	違	憲	な	ら	、	今	の	憲	法	九	条	は	改
正	す	べ	き	な	の	で	し	よ	う	。	し	か	し	僕	は	、	自	衛	隊
は	合	憲	だ	し	、	先	の	平	和	安	全	法	制	も	合	憲	だ	と	考
え	て	い	る	の	で	、	憲	法	改	正	を	す	る	必	要	は	な	い	と
思	い	ま	す	。															
	日	本	国	憲	法	は	国	際	紛	争	を	解	決	す	る	た	め	の	軍
隊	と	交	戦	権	は	否	定	し	て	い	ま	す	。	自	衛	隊	が	こ	れ
に	該	当	す	る	軍	隊	な	ら	違	憲	に	な	り	ま	す	が	、	現	実
の	自	衛	隊	は	、	日	本	の	領	域	内	で	行	わ	れ	る	非	合	法
な	武	装	活	動	か	ら	国	民	の	生	命	と	財	産	を	守	る	た	め
の	準	警	察	組	織	で	す	。	相	手	が	テ	ロ	組	織	で	あ	れ	、
国	家	で	あ	れ	、	非	合	法	な	暴	力	行	為	を	警	察	が	取	り
締	ま	る	の	は	当	然	で	す	。	一	方	で	、	軍	隊	で	は	な	い
た	め	、	自	衛	隊	に	は	軍	隊	と	し	て	の	活	動	と	見	な	さ
れ	る	よ	う	な	行	動	が	非	常	に	強	く	制	限	さ	れ	て	い	ま
す	。	よ	っ	て	自	衛	隊	は	、	憲	法	九	条	に	反	す	る	組	織
で	は	な	く	、	む	し	ろ	こ	れ	を	遵	守	す	る	平	和	主	義	の
象	徴	な	の	で	す	。	こ	の	平	和	な	組	織	と	制	度	は	、	世
界	に	輸	出	し	て	い	く	価	値	さ	え	あ	る	と	思	い	ま	す	。
ま	た	、	憲	法	は	国	家	の	理	想	や	国	民	の	生	き	方	を	示

す	聖典のようなものではなく、権力の暴走か
ら	国民の人権を守るため国家にはめた足枷の
よ	うなものに過ぎないと思うので、日本人自
身	による憲法の作成などにこだわる必要も感
じ	ません。

す。	に	要	
	ア	な	以
	ピ	ど	上
	ー	な	の
	ル	く	理
	し	、	由
	て	逆	に
	い	に	よ
	く	自	り
	べ	衛	、
	き	隊	憲
	も	と	法
	の	セ	九
	だ	ツ	条
	と	ト	は
	僕	に	改
	は	し	正
	思	て	す
	い	世	る
	ま	界	必